

議案第84号

渋川市市長会見に関する調査第三者委員会設置条例を次のように制定する。

令和5年9月25日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市市長会見に関する調査第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 令和5年7月7日開催の市長記者会見の内容について調査するため、渋川市市長会見に関する調査第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

(1) 令和5年7月7日開催の市長記者会見の内容の調査に関すること。

(2) 再発防止の検討に関する事項（前号の調査の結果、必要と認める場合に限る。）。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、弁護士その他法律に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬)

第6条 委員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞ

れ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条に規定する事項に係る業務に従事したものとして市長が認める場合 1時間当たり 10,000円

(2) 次条の会議に従事する場合 1日当たり 15,000円

2 前項の報酬の支給方法については、同項第1号の規定により支給するものにあっては渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第12号）の規定の例により、同項第2号の規定により支給するものにあっては渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の規定の例による。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条の規定による報告の日から起算して2月を経過した日に、その効力を失う。

理 由

市長記者会見の内容について調査する第三者委員会を設置するため、条例を制定しようとするものである。